

安城市告示第42号

令和5年安城市告示第22号（安城市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第3条第3号及び第4条第3号に規定する市長が定める業種）の全部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月18日

安城市長 三星元人

安城市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成25年安城市条例第32号）第3条第3号及び第4条第3号に規定する市長が定める業種を次のように定める。

日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に規定する大分類E－製造業に属する業種。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項第1号に掲げる事業及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9第1項の表に定める数量（準工業地域に係るものに限る。）を超える同項に規定する危険物の貯蔵又は処理を行う事業に係るものを除く。